

平成 15 年 8 月 20 日 制定（国空機第 447 号）

平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空機第 282 号）

令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：離陸滑走及び上昇中における操縦者座席の移動に起因する事故の防止について

1. 目的

本サーキュラーは、離陸滑走中及び上昇中における操縦者用座席の移動に起因する航空機事故を防止するため、航空機運航者、操縦者及び整備士等が考慮すべき対策についてまとめたものである。

2. 背景

我が国においては、昭和 59 年 5 月 9 日に広島空港を離陸滑走中のセスナ式 172G 型機において操縦者用座席が後方に移動し、操縦不能に陥り滑走路を逸脱するという事故が発生した。また、海外では 1980 年 2 月に米国インディアナ州イーグル・クリーク空港で操縦者用座席を固定していなかったセスナ式 172K 型機が、離陸中突然機首を上げその直後滑走路端に激突した事故（操縦者は死亡）を始め、同様の事故が発生している。

これらの事故の要因には、次のものが含まれる。

- (1) 操縦者の着座時における座席の固定、あるいは固定の確認の怠り。
- (2) 座席固定装置の整備不良、又は同装置の強度低下等によるロックの外れ。
- (3) ストップバーの位置が適切でない、又は正規部品以外のストップバーを使用することによる強度の不足。

3. 対策

3-1 操縦者用飛行前点検表に以下の項目を追加すること。

① エンジン始動前

操縦者用座席、安全ベルト、ショルダー・ハーネス・・・・・・調整及び固定の確認。

② 離陸前

操縦者用座席、安全ベルト、ショルダー・ハーネス・・・・・・固定の確認。

(注：ドア枠、機内突出部等に座席が接触している場合には、固定装置が機能していないなくても座席が固定されたかのように錯覚することがあるので、特に注意を要する。)

3-2 定時点検（50 時間相当）に次の項目を付け加え、整備点検を実施することを推奨する。また、部品等に不良が発見された場合は、正規部品と交換すること。

- ① 操縦者用座席固定装置（トルク・アームのガタつき等）
- ② シート・レール（固定穴の摩耗等）
- ③ スプリングの強さ
- ④ ストップバーの亀裂、変形

4. まとめ

操縦者用座席移動に起因する事故は操縦者等の注意により回避可能なものであるので、その防止に努めなければならない。また、航空機製造者等が発行する技術通報等により操縦者用座席の点検が定められている場合には、これに従って点検をすること。

附則

1. 本サーキュラーは、平成 15 年 8 月 20 日から適用する。
2. 本サーキュラー発行に伴い、サーキュラーTCL-1097-84「離陸滑走中および上昇中における操縦者用座席の移動に起因する事故の防止について」は廃止する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部安全政策課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661